



# Newsletter

Global Japanese Practice タイ ニュースレター 2016 年 1 月

## 売上が 5 億バーツ以下の会社は注目！ 中小企業に対する優遇措置

1. [過年度の税務調査の免除措置](#)
2. [過年度の税務調査の免除措置及び法人税の減免](#)
3. [KPMG のコメント](#)

昨年末の 12 月 31 日付で、タイ政府は中小企業への優遇措置に関する勅令を発行しました。

この優遇措置は、売上が 5 億バーツ以下の法人について、歳入局への申請を要件に過年度の税務調査を免除するというものです。さらに、期末日時点の払込済み資本金が 5 百万バーツ以下、かつ、売上が 3 千万バーツ以下の法人については、歳入局への申請を要件にその過年度の税務調査が免除されるとともに 2016 年度及び 2017 年度の法人税も減免されることとなります。

この優遇措置の背景には、主に中小・零細企業で適切な帳簿管理に基づく税務申告・納税を行っていない会社がいまだ数多く見受けられることがあり、本勅令では、新年度から適切な税務申告・納税を行うことを約束するのであれば、過年度は不問とするという割り切りによって、中小・零細企業に自主的な納税を促進することを目的としています。趣旨としては、日本の青色申告制度（一定の帳簿書類の備え付けと保存を義務付ける代わりに、欠損金の繰越控除や税務署による推計課税の禁止等の特典が付与される制度）に近いかも知れません。この勅令は 2016 年 1 月 1 日から施行されます。

### 1. 過年度の税務調査の免除措置

#### (1) 対象法人

2015 年 12 月 31 日以前に終了する会計期間(12 ヶ月)における売上が 5 億バーツ以下の法人又はパートナーシップ

#### (2) 優遇措置

2015 年 12 月 31 日以前に開始した会計期間にかかる法人税、VAT、特定事業税及び印紙税の税務調査、更生決定及び罰則等を免除する。ただし、次に掲げる場合には適用されない。

- 2015 年 12 月 31 日より前に発行された召喚状に基づく税務調査の途中にある場合
- 2015 年 12 月 31 日より前に VAT の規定に基づく立ち入り調査が実施され、その途中にある場合
- その会社又はパートナーシップが税務訴訟中にある場合
- その会社又はパートナーシップが虚偽の VAT のタックスインボイスを発行し、または使用した場合
- その会社又はパートナーシップが虚偽の申告により租税回避を行った場合

なお、2015年12月31日以前に開始した会計期間であっても、その会計期間にかかる還付申請の場合は、税務当局はその還付申請の対象となった租税についての税務調査や更生決定等を行う権利を引き続き有するものとされる。

### (3) 適用要件

上記の優遇措置を受けようとする法人又はパートナーシップには、以下の要件を充足しなければならない。

- 歳入局のウェブサイトより、2016年1月15日から3月15日までの間に本勅令に基づく免除申請書を提出すること
- 2016年1月1日以降に終了する会計期間について法人税の申告書を提出し、法人税を納めること
- 2016年1月以降の期間においてVATや特定事業税の申告義務を有する場合には、これらの申告書を提出すること
- 2016年1月以降の期間において、契約価値が100万バーツ以上の請負契約など、印紙税を現金で納付することが要求されるものについては、収入印紙ではなく現金で納税すること
- 2016年1月1日以降に終了する会計期間について、事業の実態に即した財務諸表等の作成を行うこと
- 2016年1月1日以降、一切の租税回避行為を行わないこと

上記の免除申請を行った法人又はパートナーシップが上記の要件に従わなかった場合には、税務当局はその法人又はパートナーシップの免除措置を取り消すことができる。この場合、免除措置を取り消された法人又はパートナーシップに対しては、税務当局は当該免除措置がなかったものとして、税務当局は2015年12月31日以前に開始した会計期間にかかる税務調査、更生決定及び罰則等の行使を行う権利を有するものとする。

## 2. 過年度の税務調査の免除措置及び法人税の減免

### 1. 過年度の税務調査の免除措置及び法人税の減免

#### (1) 対象法人

2015年12月31日以前に設立された法人又はパートナーシップで、期末日時点の払込済み資本金が5百万バーツ以下、かつ、その会計期間(12ヶ月)の販売及びサービスによる売上が3千万バーツ以下のもの

#### (2) 優遇措置

上記1.の過年度の税務調査の免除措置を講ずるとともに、以下の会計期間にかかる法人税の減免する。

- 2016年1月1日から12月31日までの間に開始する会計期間
  - 課税所得の全額について法人税を免除(0%)
- 2017年1月1日から12月31日までの間に開始する会計期間
  - 0~30万バーツまでの課税所得: 0%
  - 30万バーツを超える課税所得: 10%

#### (3) 適用要件

上記の優遇措置を受けようとする法人又はパートナーシップには、以下の要件を充足しなければならない。

- 上記1.の適用要件を充足すること
- 上記(2)のいずれかの会計期間の期末日において払込済み資本金が5百万バーツ以下であること
- 上記(2)のいずれかの会計期間における販売及びサービスによる売上が3千万バーツ以下であること

上記の免除申請を行った法人又はパートナーシップが上記の要件に従わなかった場合には、税務当局はその法人又はパートナーシップの免除措置を取り消すことができる。

## KPMG のコメント

本勅令が意図するところは、これまで適切な帳簿管理に基づき税務申告・納税を行ってこなかった中小企業に対して、過去は不問とする代わりに今後は適切な税務申告・納税を推奨するものと考えますが、この優遇措置の対象範囲が売上が5億バーツ以下の全ての法人となっていますので、これまで適切な帳簿管理に基づき税務申告・納税を行ってきた法人も申請が可能と考えられます。

今回歳入局に対して今後適切な税務申告・納税を行うことを宣言(申請)するだけで、過年度(2015年12月31日以前に開始した会計期間)の税務調査が免除される(還付申請による税務調査を除く)というのは、税務調査に要するコストや労力を考えると、日系企業の皆様にとっては魅力的に映るのではないのでしょうか。この優遇措置の申請に求められる情報は、1月15日以降、歳入局のウェブサイトにて公開されることとなりますが、申請期間は2016年1月15日から3月15日までの間に限定されていることにご留意ください。

本件に関してご質問等ございましたら、以下の弊社税務担当までご連絡下さい。

### 税務担当

柴田 智以	伊藤 進	蓑毛 徹	小山 寛巨
Associate Director	Manager	Assistant Manager	Assistant Manager
tshibata1@kpmg.co.th	sito1@kpmg.co.th	tminomo@kpmg.co.th	hkoyama1@kpmg.co.th

### お問い合わせ

[gip-marketing@kpmg.co.th](mailto:gip-marketing@kpmg.co.th) 日系企業担当

[Privacy](#) | [Legal](#)

You have received this message from KPMG Phoomchai Tax Ltd. If you wish to unsubscribe, please [click here](#). If you wish to unsubscribe from all KPMG communications, please [click here](#).

If you have any questions, please send an e-mail to [info@kpmg.co.th](mailto:info@kpmg.co.th)

© 2016 KPMG Phoomchai Tax Ltd.

[twitter.com/KPMG\\_TH](https://twitter.com/KPMG_TH)  
[youtube.com/KPMGinThailand](https://youtube.com/KPMGinThailand)  
[facebook.com/KPMGinThailand](https://facebook.com/KPMGinThailand)



[kpmg.com/app](http://kpmg.com/app)

